

第八回

参第二号

農地調整法等の一部を改正する法律（案）

（農地調整法の一部改正）

第一条 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項及び第六条ノ四第一項中「土地台帳法ニ依ル賃貸価格」を「昭和二十五年七月三十一日現在ニ於ケル土地台帳法ニ依ル賃貸価格」に改める。

（自作農創設特別措置法の一部改正）

第二条 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

第三項の土地台帳法による賃貸価格及びその有無は、昭和二十五年七月三十一日現在によつて定める。

附 則

この法律は、土地台帳法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第 号）施行の日から施行する。

理 由

土地台帳法等の一部を改正する法律の施行に伴い農地調整法等の関係規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。